

特記仕様書

第1章 総 則

本仕様書は大桑島排水機場機械設備改良工事に適用する。

第2章 工事内容

1. 目的

この工事は、大桑島排水機場の実施計画に基づき、高圧受電盤製作据付工事を行うものである。

2. 工事現場

徳島県鳴門市撫養町大桑島（大桑島排水機場）

3. 工事概要

本工事の工事概要は、以下のとおりである。

- (1) 高圧受電盤製作・据付 N=1面

4. 適用する図書及び基準

- | | |
|----------------------------|---------------|
| (1) 揚排水ポンプ設備技術基準（案） | 〔河川ポンプ施設技術協会〕 |
| 揚排水ポンプ設備設計指針（案） | |
| (2) 道路管理施設等設計指針（案） | 〔日本建設機械化協会〕 |
| 道路管理施設等設計要領（案） | |
| (3) ダム・堰施設技術基準（案） | 〔ダム・堰施設技術協会〕 |
| (4) 水門鉄管技術基準 | 〔水門鉄管協会〕 |
| (5) 日本工業規格（JIS） | 〔日本規格協会〕 |
| (6) 日本電気工業会標準規格（JEM） | 〔日本電気工業会〕 |
| (7) 日本電気学会電気規格調査会標準規格（JEC） | |
| (8) 電気設備技術基準 | |
| (9) 四国電力社内規定 | |
| (10) 労働安全衛生規則 | |
| (11) 河川管理施設等構造令 | 〔国土交通省〕 |
| (12) その他関連法規、規定など | |

5. 施工範囲

本工事の施工範囲は、高圧受変電設備の設計、製作、輸送、据付、試運転調整及び操作説明までを一切とする。

第3章 施工条件

1. 工程制限

機械設備については、工期終了までに試運転調整ができるように工事を完成しなければならない。

尚、試運転調整は既設ポンプメーカー立会の下、総合試運転を行うこと。

2. 工事期間中の休業日は次のとおりとする。

(1) 工場製作の工事期間には休日等4週8休を見込んでいる。

(2) 現場据付工事の工事期間には雨天、休日等を含め2ヶ月程度を見込んでいる。

(尚、休日等は日曜日・祝日及び夏期・冬期休暇のほか、作業期間の全土曜日を含んでいる。)

第4章 現場条件

1. 搬入路

現場への搬入路については、現地確認を行うこと。

2. 第三者に対する措置

(1) 保安対策

現地の交通状況等により必要な場合は、監督員と協議するものとする。

この場合は、契約の変更の対象とする。

(2) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、請負者の責任で処理する。

3. 関係機関との調整

受注者は、関係する機関と必要な調整を行う必要がある。

第5章 提出図書等

1. 承諾図書

承諾図書は、A4版装丁とし、2部（承諾後の返却分を1部含む）作成し、監督職員の承諾を受けるものとする。

2. 完成図書等

完成図書はA4版装丁とし、提出部数は2部とする。

尚、完成図書の内容、編集等については監督員と打ち合わせのうえ作成する。

また、完成図書にはアフターケア体制について、会社名、昼間、夜間等の緊急連絡体制を記載した内容を装丁するものとする。

第6章 電子納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子成果品は「鳴門市電子納品要領」に基づいて作成し納品すること。
2. 請負者は、情報共有システムの活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、本システム活用の施行対象業務とすることができる。対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領（徳島県 CALS/EC ホームページ）

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

第7章 仮 設

1. 工事用電力

据付工事に使用する電力設備及び電力料金は、請負者の負担とする。

第8章 工事用地等

道路使用等関連機関との調整を図ること

第9章 支給電力等

本工事の試運転調整に要する電力は、請負者の負担とする。

第10章 設 計

1. 一般事項

- 1) 請負者は、本章に示す設計条件等に基づき、設備の製造設計を行う。
- 2) 請負者は、設計図書に示す設計条件・仕様に対して十分な機能を有し、耐久性、安全性、操作性及び保守管理を考慮した構造としなければならない。

第11章 構造及び製作

1. 一般事項

- 1) 構造及び製作は、設計図書に示す設計条件・仕様に対して十分な機能を有し、耐

久性・安全性、操作性及び保守管理を考慮したものとしなければならない。

2) 使用する機器、部品等は日本国内で調達可能なものとする。

3) 本工事に使用する外注品は、JISまたはその他関係する規格、基準に合格した機器を使用し、その構造、性能、機能について受注者は責任を持つものとする。

2. 電気設備

1) 高圧受電盤

① 仕	様	
形	式	ステンレス製屋外自立閉鎖型
数	量	1面
寸	法	承認図により決定する
主 要 部 材 質		ステンレス製
内 臓 機 器		高圧負荷開閉器
		油入式変圧器
		モールド型リアクトル
		配線用遮断器
		その他必要なもの

② 付属品

盤面取付器具

(1) 名称盤	1式
(2) 電圧計	1式
(3) 電流計	1式
(4) 電圧計切替器	1式
(5) 電流計切替器	1式
(6) その他必要なもの	1式

第12章 運転操作要領

1. 操作内容

本機場は、ポンプ吸込側水位の制御を目的とし、ポンプの運転操作は原則としてフロー
ートスイッチによる自動運転とし、必要に応じて手動操作可能なものとする。

2. 運転操作

1) ポンプの始動条件

ポンプの始動条件は次の通りとする。

- ① 吸水槽の水位が規定値以上にあること。
- ② 保護継電器が動作していないこと。
- ③ 各機器の切替開閉器が所定の位置にあること。

2) 保護機能

ポンプ運転中に各機器等に異常が生じた場合、それを検出し、状態に応じて停止、警報、指示の動作を行わせる保護機能を設ける。

3) ポンプ等機器類の運転操作

(1) 通常運転動作は自動運転で行い、水位計にて水位検知し、設定水位によりポンプを運転する。商用電源又は、自家発電機にて運転するポンプが自動にて運転する。

① 流入(外水)水位上昇

② ポンプ運転

上記動作は基本的動作次項であり、管理水位、外水位を十分把握し、監督員と協議の上提案・承諾を得ること。

4) 停止操作

(1) ポンプ自動停止

流入水量の減少により水位を検知し、常時商用電源で運転していた各機器は自動にて停止する。

(2) 操作盤の操作開閉器を「停止」側に投入すると対象機器を手動にて停止させることもできるものとする。

5) 保護警報装置

ポンプ運転中に重故障が発生した時、ポンプは自動的に停止し、他の機器も起動位置に復帰するものとする。また、現場においては操作盤の集合故障表示器に表示させる。

第 13 章 塗 装

1. 一般事項

- (1) 高圧受電盤の塗装はメーカー標準塗装とする。
- (2) 塗装は各部の塗装仕様により施工するものとし、現場搬入後にタッチアップ度の補修を行い仕上げる。

2. 施工方法

- (1) 塗装作業は、鋼材表面の素地調整を十分に行った後に実施し、一次プライマー及び各層の塗り重ねは塗装系に応じた塗装間隔を守り、各層毎に色分けを行い施工する。
- (2) 現場溶接部及び工場での塗り残し部の塗装、現場補修等を行い、塗装を仕上げる。

3. 塗装の種類、塗装回数、標準膜厚は、監督員と協議し、決定する。

第14章 据 付

1. 輸送

据付を行う設備及び機器等を、現場に一時仮置きする場合は、監督員と協議するものとし、設備及び機器の保管には万全を期するものとする。

2. 高圧受変電設備

- (1) 高圧受変電設備の配置は、原則として設計図書によるものとするが、操作及び保守点検が容易な配置となるよう配慮する。
- (2) 高圧受変電設備の据付に当たっては、機器及び装置の機能、現状及び現場条件に応じた適切な耐震施工を施さなければならない。
- (3) 高圧受変電設備を固定する取付ボルト等については、各機器及び装置に作用する水平力及び鉛直力に応じた適切なボルトナットを選定しなければならない。
- (4) 電線等は、負荷等に対して余裕のある電気特性を有するものを使用し、ねじれ等が生じないように、また、強い張力等を与えないよう慎重に入線及び配線を行う。また、端末には適当な大きさの端末処理材及び接続端子等を設け、色分け線、名札等により判別可能な状態で配線する。
- (5) 電線等の配線において、動力用と制御用は分離する。
- (6) 電気設備技術基準に基づき接地を設ける。

3. 工事材料の検査又は試験

工事材料は、請負者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督員から請求があった場合は、これに応じなければならない。

第15章 試 験 及 び 検 査

本工事の段階確認は下記に示すとおりとする。

ただし、方法、日程、監督員による確認（検査）及び立会等については監督員と協議し、工場の段階確認は、日本国内の工場で行う。

- | | |
|----------|-----------|
| (1) 材料確認 | (高圧受変電設備) |
| (2) 寸法確認 | (高圧受変電設備) |
| (3) 性能確認 | (高圧受変電設備) |

(4) 塗装確認

(高圧受変電設備)

(5) 試運転調整確認

(6) 総合試運転調整確認

第 16 章 工事カルテの作成及び登録

請負者は、受注時又は変更時において工事請負金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後 10 日以内に、訂正時は、適宜登録機関に登録申請しなければならない。但し、請負金額が 500 万円以上 2,500 万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。

登録機関発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際にはその写しを直ちに監督員に提出しなければならない。尚、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。工事カルテ作成等に要する費用は、請負者の負担とする。

第 17 章 その他

1. 排出ガス対策型建設機械の使用

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械を使用する。

但し、これにより難しい場合は、監督員と協議する。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出する。

・対象機種一覧

一半工事用建設機械	備 考
・ バックホウ ・ 発動発電機（可搬式） ・ 空気圧縮機（可搬式） ・ ホイールクレーン	・ ディーゼルエンジン （エンジン出力 7.5kw～260kw）を 搭載した建設機械に限る。

備考

1. 道路運送車両の保安基準に排出ガス基準を定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く。

2. 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律に係る資料の提出

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律第 11 条による通知を工事着手前に行う必要があることから、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を速やかに提出しなければならない。

尚、工事完成後には第 18 条による再資源化等報告書を提出しなければならない。

3. 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置

(1) 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）。

以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講じる。

(2) 請負者は、特定建設資材の分別解体等及び再資源化が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項等を書面に記載し、監督員に報告する。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

第 18 章 定めなき事項等

1. 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については請負者の負担で処理する。
2. この仕様書に定めなき事項又は、この工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督員と協議する。